

# 新婚さん

## 新生活応援プロジェクト

平成30年1月から平成31年3月までに結婚された方限定!!

新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用の補助を行います。  
1世帯あたり、**上限30万円**を支給します。

### 【補助対象経費】

- ・住宅購入費用、
- ・賃貸に係る賃料、敷金、礼金、共益費
- ・仲介手数料、



### 【補助対象経費】

- ・引越費用
- ※但し、引越業者又は  
運送業への支払に  
かかる実費

〈対象要件（世帯）〉①～⑥の要件を全て満たす世帯

- ①平成30年1月1日から平成31年3月31日までに婚姻届けを提出し受理された世帯
- ②夫婦のいずれかの本籍が恩納村内にあること。又は住民票に記載されている住所が婚姻日から起算して3年以上恩納村内にあり、かつ、結婚に伴う新たに生活を送るための居住の住所が恩納村であること
- ③夫婦の婚姻日における年齢がともに34歳以下であること
- ④結婚を機に新たに村内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯
- ⑤前年（平成29年1月から12月）の夫婦の所得の合計額が340万円未満  
※給与所得の場合、合計収入は500万円程度が目安です  
※奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します
- ⑥他の公的制度による家賃補助、他市町村で本補助金等を受けていない

※その他要件があります。詳しくは、企画課定住促進係まで、問い合わせください。

## Q&A

Q1 再婚の場合も対象になる？

A 補助の対象になります。でも、夫婦の一方又は双方が過年度又は他地方自治体の本制度補助金を既に受けたことがある場合は、対象になりません。

Q2 所得って何？

A 給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額  
自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費

Q3 所得の確認方法は？

A 申請時点で発行されている最新の所得課税証明書で確認します。

Q4 無職又は離職した場合は？

A 申請時に離職・無職の場合は、誓約書兼無職・無収入申立書（様式第2号）の提出とともに、離職票や退職証明書等の無職であることを確認できる書類があれば、提出してください。

Q5 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は？

年間返済額がわかる書類ってどんなもの？

A 控除できる貸与型奨学金は所得課税証明書と同じ期間です。

貸与型奨学金返済証明書の提出をお願いします。貸与型奨学金返済証明書の提出が難しい場合は、返済額がわかる通帳の写し等を提出してください。

Q6 婚姻に伴い、リフォームや増改築をしたけど、補助の対象になる？

A 対象になりません。

Q7 勤務先から住宅手当が支給されているけど、申請できる？

A 申請はできますが、住宅手当分は対象外となります。手当支給額を把握するため、住宅手当支給証明書（様式第3号）の提出をお願いします。

Q8 引越費用ってどんな費用が対象になるの？

A 業者を利用した引越費用に限ります。不用品の処分費用や自らレンタカー等を借りて引越した場合、友人に頼んで引越した場合は対象になりません。

そのほか、わからないことがある場合は、ご相談ください。

予算の都合上、予算がなくなり次第  
締め切りといたしますので、ご了承ください。

